

原 安 第 2 4 7 号 の 6
令和 3 年（2021 年） 6 月 7 日

玄海原発対策住民会議 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問に対する回答について

2021 年 3 月 11 日付けで提出のあった質問については、別紙のとおり回答します。

2021年3月11日付け質問への回答

質問1、

東京電力福島第一原発事故の原因は、国会事故調査委員会は、明らかに人災と判断しましたが、判断に賛成ですか、反対ですか。

質問9、

福島原発事故原因の追究と説明は十分ですか。

質問10、

福島原発事故が起こったのは何が原因だと考えますか。

(答)

- 東京電力福島第一原子力発電所事故については、三陸沖の太平洋におけるマグニチュード9.0という非常に大きな地震の発生と、これに伴う津波の襲来により、全ての交流電源を喪失し、原子炉の冷却などを行うことができなくなったということが直接的な原因だとされています。
- また、福島第一原子力発電所が炉心溶融という過酷事故に至った主要な原因については、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、福島原発事故独立検証委員会及び東京電力福島原子力事故調査委員会により、それぞれ調査・検討がなされ、報告書が出されています。
- その後、原子力規制委員会による検討が行われ、平成26年10月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」がとりまとめられました。
- 現在も、原子力規制委員会は、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を設置して調査・分析を行っています。

質問2、

福島原発事故の責任は国にありますか。賛成ですか、反対ですか。

質問3、

福島原発事故の責任は東京電力にありますか。賛成ですか・反対ですか。

(答)

- 原子力発電所の事故の責任については、一義的には事業者が負うべきものと認識しています。

- また、国は、法令に基づき、原子力発電所の規制と監督の責任を負っていると認識しています。
- 原子力発電所については、新規制基準に基づく安全対策が求められており、原子力規制委員会が規制基準への適合性を確認した上で運転が認められているものと認識しています。
- 原子力規制委員会においては、「原子力施設の安全性は、最新の科学的知見に基づき不断に向上させるべきものと考えており、今後、新たな知見が得られた場合には必要に応じて基準に取り込み、事業者に対し追加対策を求めてまいります。」とされており、事業者に対して安全対策の向上のための不断の取組を求めています。
- 県としても、九州電力に対し常に緊張感を持った取組を求めるとともに、九州電力の安全に対する取組を注視していきます。

質問 4、

福島原発事故による被災者の補償は十分ですか。

(答)

- 福島第一原子力発電所事故の損害賠償については、法令に基づき適切に対処されるものと考えています。

質問 5、

福島原発事故はアンダーコントロールされていると考えますか。

(答)

- 東京電力福島第一原子力発電所の現状については、汚染水の処理やがれきの撤去などが続けられており、様々な課題が山積していると認識しています。

質問 6、

福島原発事故は原子力緊急事態宣言が出されたままですが、なぜですか。

(答)

- 原子力緊急事態宣言の解除については、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項において、「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示をするものとする。」と定められており、現時点では、国が原子力緊急事態宣言を継続する必要があると判断していると認識しています。

質問 7、

福島原発事故の被災者の避難区域への帰還が進められていますが住民の安全性は確保されていると考えますか。

(答)

- 避難指示の解除については、避難区域の線量や除染・インフラ復旧といった生活環境の整備状況を踏まえて、国・県・市町村・住民の方々に検討され決定されているものと考えています。

質問 8、

福島原発事故の収束にはどれだけの時間とコストがかかると考えますか。

(答)

- 福島第一原子力発電所の廃炉作業については、現在、30～40 年かけて実施される計画であると認識しています。また、福島第一原子力発電所の廃炉に係る費用については、承知していません。

質問11、

国策としての原発の推進をどう考えますか。

(答)

- 我が国のエネルギー政策は、国が責任を持って決めるべきと考えています。

質問12、

「原発を直ちになくし、再生可能エネルギーへの転換を」どう考えますか。

(答)

- 原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していくべきと考えます。しかしながら、再生可能エネルギーは安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況と考えています。

質問13、

九州には太陽光発電だけで原発10基分がありますが、玄海原発は必要ですか。

(答)

- 太陽光発電については安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況と考えています。

質問14、

玄海原発の苛酷事故は起こると考えますか。

(答)

- 新規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定されたものであり、玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。

- また、原子力規制委員会による新規制基準に基づく適合性審査においては、重大事故対策や大規模損壊時の対応も含めて、必要な設備、手順等が確認されています。

質問15、

玄海原発の苛酷事故の際、住民の避難は今の計画・訓練で可能ですか。

(答)

- 原子力災害が発生した際は、佐賀県地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、基本となる計画は策定済みであり、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた対策をとることとなります。
- 実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要と考えています。
- 災害対策はこれで終わりということではなく、より良い避難計画や訓練となるよう不断に見直していきます。

質問16、

玄海原発3・4号機の稼働に賛成ですか、反対ですか。

(答)

- 再生可能エネルギーについては安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況と考えています。

質問17、

玄海原発の使用済み核燃料・使用済みMOX燃料はどう処分しますか。

(答)

- 使用済み燃料については、一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出し再処理することが国の基本方針とされており、九州電力も、使用済みMOX燃料を含む使用済み燃料については、原子炉設置許可申請書において「使用済み燃料は、(中略)、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」とし、原子力規制委員会の許可を受けています。

質問18、

使用済み核燃料の最終処分場の受け入れは考えないとのことですが、なぜですか。

(答)

- 新たな負担を受け入れる用意はありません。

質問19、

玄海原発のテロ対策・耐震重要棟・リラッキング・中間貯蔵施設はなぜ必要と考えますか。

(答)

- 特定重大事故等対処施設は、法令で設置が義務付けられているテロ対策の施設であり、原子力発電所の安全性・信頼性向上のための施設です。
- 九州電力では、緊急時対策棟については、既存の緊急時対策所の機能を強化した施設であり、更なる安全性向上のために設置するとしています。
- リラッキングについては、使用済み燃料の貯蔵余裕を確保するために実施するとしています。
- また、乾式貯蔵施設については、使用済み燃料の貯蔵余裕の確保及び貯蔵方式の多様化による貯蔵の強化を図ることを目的として設置したいと説明しています。

質問20、

玄海原発3・4号機の40年再延長に賛成ですか反対ですか。

(答)

- 九州電力から、玄海原子力発電所3、4号機の運転期間延長に関する話はあっていません。

質問21、

玄海原発の新增設に賛成ですか、反対ですか。

(答)

- 現在、玄海原子力発電所に関してそのような話はあっていません。
- もし仮に今、新たに原子力発電所を作るという判断を求められたとしても、私は決して同意するつもりはありません。

質問22、

玄海原発の地震対策は必要ですか。

(答)

- 原子力発電所においては、最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動を策定し、安全上重要な施設の安全機能が失われないように耐震設計することが求められています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと認識しています。
- なお、新規制基準においては、地震に限らず、自然現象で想定した事象を超えるような外部事象によって、万が一、外部からの電力供給が一斉にできなくなるような事故が発生した場合においても、原子炉の損傷を防止できる安全対策が求められています。